

デザイン力向上支援業務仕様書

1 業務名

デザイン力向上支援業務

1 事業実施の背景

(1) 総合計画が示すまちづくりの方針

本市は大阪へのアクセスの良さや自然環境といった地理的条件を活かして、大都市への通勤・通学者が多く住む住宅都市として発展してきた。しかし、今後10～20年間で展望すると、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、経済のグローバル化、地球環境の深刻化、ICTの進展など大きな社会経済環境の変化と、それに伴う個人のライフスタイルの多様化が見込まれる。これまでの「大都市に通勤・通学する暮らし」いわゆるベッドタウン型のライフスタイルに対応するだけのまちでは、こうした変化には対応できず、人口減少を加速させ、地域活力の低下を招くことになりかねない。

第6次総合計画では、将来都市像に「自分らしく輝けるステージ」の実現を掲げ、これまでの大都市に通勤・通学する暮らし方に加えて、「日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし」「生駒で住み、働く暮らし」など多様な生き方やライフスタイルに対応したまちづくりを進めることを明記した。単なるベッドタウン※①から脱却（脱ベッドタウン）し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちづくりを全庁的に進めていく必要がある。

※①ベッドタウン…独自の産業基盤をもたず、大都市近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市で、日中は住民の多くが大都市へ出かけ、夜間は寝に帰るだけの都市。

(2) これまでの取組と課題

昨年度のデザイン力向上支援業務は、狭義・広義のデザインを学ぶとともに、目指すまちづくりの方向性を視覚化できる事業や、人と人・人やモノをつなげる事業等を創出することで協創のまちづくりを加速化することを目指した。専門家の支援を受け、20件の事業相談会や3回の勉強会の他、オンライン番組を開催し、コロナ禍で変わった市民とのコミュニケーション手段を見直す機会とした。

事業改善や事業企画の一助となるなど一定の効果がみられたものの、まちづくりを転換する必要性の認識不足や、目指すべき「脱ベッドタウン」がどのような状態か職員間で共有されていないという課題が明確になった。また、同じような課題を抱えているにもかかわらず、部門間で課題や施策内容についてコミュニケーションする機会が少なく部門間連携が生まれにくい現状を変えていく必要性も分かった。

2 目的

下記の目的を達成するために必要な専門知識や実践経験、技術がある者から支援を受け、将

来都市像の実現に寄与する事業を創出するための考え方を学ぶ。

- (1) まちづくりの転換の必要性や脱ベッドタウン後のまちの状態を職員同士が話し合い、コミュニケーションを活性化させることで部門間の連携を促す。
- (2) 職員が「協創のまちづくり」「脱ベッドタウン」を叶えるために、既存の施策や事業の発信手法（狭義のデザイン）や、多様な主体との関係性をつくったり参加を促したりしやすい事業デザイン（広義のデザイン）を学び、全庁的なデザイン力を向上させる。

3 業務内容

上記の目的の達成に向け、以下の業務を行うこと（なお、以下の事業の周知に関する費用は含まないこととする）。また、詳細はプロポーザルの提案内容等に基づき、委託契約時に市と事業者双方の協議により確定する。業務内容に留意したうえで、事業趣旨に基づいたよりよい提案をすること。

(1) インナーコミュニケーションの活性化

まちづくりの転換の必要性や脱ベッドタウン後のまちの状態について、職員同士が考え、話し合う機会を企画、運営すること。専門家や実践者から学ぶ講義形式の勉強会や職員同士でのワークショップなどを行い、事業立案・改善や部門間の連携のきっかけづくりを行う。

◇参加者

市職員（20～30人程度）

※複数回実施する場合、参加者は固定されないものとする。

◇時間

契約期間中に10時間程度

◇運営・進行

受託者において運営・進行をすること

(2) 事業相談会の企画・運営

所属ごとに寄せられる事業デザインの相談に、専門知識や実践経験、技術を活かした効果的なアドバイスを行い、職員が「協創のまちづくり」「脱ベッドタウン」を叶えるための事業立案の支援を行うこと。また、事業構想や企画段階への助言だけでなく、発信方法やビジュアルデザインの工夫など広報に関する支援にかかる相談体制も設けること。

◇体制

相談内容に応じて、専門知識・実践経験を持った者を1案件につき2名以上配置すること

◇相談時間

①契約期間中に20時間程度

※実際に相談を受けた事業のうち、特に必要とする事業は、伴走型で継続的に相談に応じること。その場合も相談時間にカウントするものとする。

②①とは別に、各所属の広報に関する相談会を契約期間中に2回開催（1回2時間程度）

◇時間

市役所開庁時間

◇形式

市役所会議室での開催でも、ビデオ会議などオンライン形式でも可能

◇運営・進行

広報広聴課が各担当課からヒアリングした相談事業の概要や課題などを把握し、課題や悩みを解決できるよう相談会を円滑に進めること。

4 業務期間

契約締結日～令和4年3月15日

5 支払方法

委託業務終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

6 その他の留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等及び生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）に則り、適切に管理すること。
- (2) 業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、生駒市と十分な打ち合わせをすること。また、本業務に疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議すること。
- (4) 本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。本業務受託者は生駒市の許可なく使用してはならない。